

青森県報

号外第五十四号

平成二十六年
六月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一
- 青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康福祉課) …… 一
- 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) …… 七
- 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) …… 二
- 訓 令
- 青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 三

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第三十三号水中「及び第四項」を、「第二項及び第五項」に、「よる」を「よる要保護者等に対する報告の請求及び」に、「命令及び」を「命令(第七十八条第二項の規定による費用等の徴収に係るものを除く。)(、」に、「変更」を「及び変更」に、「却下及び」を「却下並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、同号中ラをオとし、ナをウとし、同号ネ中「第七十八条」を「第七十八条第一項及び第三項並びに第七十八条の二第一項及び第二項」に、「費用」を「費用等」に改め、同ネを同号ムとし、同号中ツをラとし、ソをナとし、レをネとし、タをツとし、ヨをタとし、同タの次に次のように加える。

レ 第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給に関する事。

ソ 第五十五条の五の規定による被保護者等に対する報告の請求に関する事。

第四条の三第一項第三十三号中カをコとし、クをカとし、ケをワとし、ルをラとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 第二十九条第一項の規定による官公署等に対する書類の閲覧及び資料の提供の要求並びに銀行等に対する報告の請求に関する事(第七十八条第二項の規定による費用等の徴収に係るものを除く。)(。

第四条の三第一項第三十三号に次のように加える。

ノ 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第二十二條の二の規定による第三者の行為による損害についての届出の受理に関する事。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年厚生省令第二十一号」の下に、「以下「省令」という。」を加える。

第五条第一項中「第二十四条第一項の保護の開始の申請」を「第二十四条第一項本文の規定による申請書の提出」に改め、「第九号様式」の下に、「資産申告書（第十号様式）及び収入申告書（第十一号様式）」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「第二十四条第五項の保護の変更の申請」を「第二十四条第九項において準用する同条第一項本文の規定による申請書の提出」に、「に当該申請」を、「資産申告書及び収入申告書（被保護者の資産及び収入の状況に変更がない場合にあつては、保護変更申請書）に申請」に改め、同条第三項中「法第十八条第二項の葬祭扶助の申請」を「省令第一条第五項本文の規定による申請書の提出」に改める。

第六条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「法第二十四条第五項」を「同条第九項」に、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「第二十四条第一項及び同条第五項」を「第二十四条第三項及び同条第九項」に、「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「第二十四条第一項、同条第五項」を「第二十四条第三項、同条第九項」に、「同条第一項」を「同条第三項」に改める。

第八条の見出しを「（扶養照会書等）」に改め、同条に次の二項を加える。
2 法第二十四条第八項の書面は、生活保護開始通知書（第二十五号様式の一）によらなければならない。

3 地域県民局長は、法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、扶養義務報告依頼書（第二十五号様式の三）によらなければならない。

第十四条第一項中「生活保護法施行規則」及び「同令」を「省令」に改める。
本則に次の四条を加える。

（就労自立給付金支給申請書）
第十七条 省令第十八条の四第一項の申請書は、就労自立給付金支給申請書（第三十八号様式）によらなければならない。

（就労自立給付金支給決定調書）
第十八条 地域県民局長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定するときは、就労自立給付金支給決定調書（第三十九号様式）を作成しなければならない。

（就労自立給付金支給決定通知書）

第十九条 地域県民局長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金支給決定通知書（第四十号様式）により申請者に通知しなければならない。

（徴収金充当申出書）

第二十条 法第七十八条の二第二項又は第二項の申出は、徴収金充当申出書（第四十一号様式）によらなければならない。

第十号様式の欄中「キ」を「ク」に、「ウ」を「エ」に、「第85条」を「第85号様式」に、「第78条」を「第78号様式」に、「費用徴収」を「費用徴収」に改める。

第十一号様式の欄中「第85条」を「第85号様式」に、「第78条」を「第78号様式」に、「費用徴収」を「費用徴収」に改める。
第十二号様式を次のように改める。

第 12 号様式 (第 5 条関係)

同 意 書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項 (保護廃止後(注)、1、3 及び 4 を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)につき、
地域県民局長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人に報告を求めると同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

地域県民局長 殿

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

振十一川警察庁の欄に「すべて」や「全て」は「第 85 条」や「第 85 条第 1 項」
は「第 78 条」や「第 78 条第 1 項」は「費用徴収される」や「費用等を徴収される」は不可。

振十一川警察庁に「第 28 条第 4 項」や「第 28 条第 5 項」は不可。
振十一川警察庁の次に掲げる欄に「警察庁」は不可。

第25号様式の 2 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長

生活保護開始通知書

あなたの _____ さん (住所 _____) に対する生活保護法による保護の開始を決定しますので、同法第 2 4 条第 8 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者の氏名	
保護の開始の申請があった日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

(参考)

- 生活保護法第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 生活保護法第 2 4 条
- 8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 民法第 8 7 7 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第25号様式の 3 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長

扶養義務報告依頼書

あなたの _____ さん (住所 _____) は、生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定又は実施等のため必要範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができますこととなっています。つきましては、保護の決定又は実施等のため必要がありますので、生活保護法第 2 8 条第 2 項の規定により、扶養義務を履行しない理由について、別紙扶養義務報告書により _____ 年 _____ 月 _____ 日までに報告を求めます。

(特記事項)

(担当者 _____)

(参考)

- 生活保護法第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 生活保護法第 2 8 条
- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 7 7 条若しくは第 7 8 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- 民法第 8 7 7 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別紙

扶養義務報告書

地域県民局長 殿

年 月 日

住 所 氏 名 ㊟

先に求めのあった私の _____ に対する扶養義務を履行しない理由について、次のとおり報告します。

(扶養義務を履行しない理由)

[Empty box for reporting reasons for non-compliance with maintenance obligations]

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第三十七号様式の次に次の四様式を加える。

第38号様式 (第17条関係)

就労自立給付金支給申請書

就労自立給付金の支給を受けたいので、生活保護法施行規則第18条の4第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
男・女	男・女	年 月 日 (歳)
男・女	男・女	年 月 日 (歳)
男・女	男・女	年 月 日 (歳)
男・女	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

地域県民局長 殿

申請者 住 所 氏 名

㊟

注 1 申請者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第41号様式 (第20条関係)

※番 号

徴収金充当申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、交付又は支給を受ける保護金品等 (保護金品 (金銭に限る。) 及び就労自立給付金をいう。以下同じ。) のうち 地 域 県 民 局 長 と 協 議 し 定 め る 額 に つ い て、当 該 保 護 金 品 等 の 交 付 又 は 支 給 の 期 日 を も っ て 生 活 保 護 法 第 7 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 徴 収 金 (以 下 「徴 収 金」という。) の 納 入 に 充 て る 旨 を、下 記 の 内 容 に つ い て 確 認 し た 上 で、同 法 第 7 8 条 の 2 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に 基 つ き 申 し 出 ま す。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から徴収金の納入に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、徴収金は必ず全額納入しなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくとも、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して一括して納入することが困難な場合は、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から徴収金の納入に充てること。

年 月 日

住 所
氏 名

印

地域県民局長 殿

(記入上の注意) ※印欄には、記入しないでください。
注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則 (平成二十年三月青森県規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第二十四條第一項の支援給付の開始の申請」を「第二十四條第一項本文の規定による申請書の提出」に改め、「第九号様式」の下に「資産申告書 (第十号様式) 及び収入申告書 (第十一号様式)」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「第二十四條第五項の支援給付の変更の申請」を「第二十四條第九項において準用する同条第一項本文の規定による申請書の提出」に、「に当該申請」を「資産申告書及び収入申告書 (被支援者の資産及び収入の状況に変更がない場合にあつては、支援給付変更申請書) に申請」に改め、同条第三項中「例による生活保護法第十八條第二項の葬祭支援給付の申請」を「支援法第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第一條第五項本文の規定による申請書の提出」に改める。

第六條第一項中「第二十四條第一項」を「第二十四條第三項」に、「同條第五項」を「同條第九項」に、「同條第一項」を「同條第三項」に改め、同条第三項中「第二十四條第一項及び同條第五項」を「第二十四條第三項及び同條第九項」に、「同條第一項」を「同條第三項」に改め、同條第四項中「第二十四條第一項、同條第五項」を「第二十四條第三項、同條第九項」に、「同條第一項」を「同條第三項」に改める。第八條の見出しを「 (扶養照会書等) 」に改め、同條に次の二項を加える。

2 例による生活保護法第二十四条第八項の書面は、支給給付開始通知書(第二十五号様式の二)による。

3 知事は、例による生活保護法第二十八条第二項の規定により要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、扶養義務報告依頼書(第二十五号様式の三)によるものとする。

第十四条第一項中、「昭和二十五年厚生省令第二十一号」を「昭和三十二年厚生省令第二十一号」とし、本則に次の一条を加える。

(徴収金充当申出書)

第十七条 例による生活保護法第七十八条の二第一項の申出は、徴収金充当申出書(第三十八号様式)によるなければならない。

第十号様式の欄中「すべて」を「全て」及び「第85条」を「第85条第一項」及び「第78条」を「第78条第一項」及び「費用徴収される」を「費用等を徴収される」に改める。

第十一号様式の欄中「保護を」を「支援給付を」及び「第85条」を「第85条第一項」及び「第78条」を「第78条第一項」及び「費用徴収される」を「費用等を徴収される」に改める。

第十一号様式を次のように改める。

第12号様式(第5条関係)

同 意 書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項(支給給付廃止後は、1、3及び4を除き、支給給付を受けていた期間における事項に限る。)につき、青森県知事が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人に報告を求め、ことに同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の支給給付の実施機関における支給給付の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

青森県知事 殿

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第25号様式の3 (第8条関係)

番 号
年 月 日

殿

扶養義務報告依頼書

青森県知事 印

あなたのお名前 _____ さん (住所)

) は、中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「支援法」という。) による支援給付を申請して (受けて) いますが、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定又は実施等のため必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっております。

つきましては、支援給付の決定又は実施等のため必要がありますので、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第2項の規定により、扶養義務を履行しない理由について、別紙扶養義務報告書により 年 月 日までに報告を求めます。

(特記事項)

(担当者

)

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙

扶養義務報告書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名

印

先に求めのあった私の _____ に対する扶養義務を履行しない理由について、次のとおり報告します。

(扶養義務を履行しない理由)

Blank box for reporting reasons for non-compliance with support obligations.

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第三十七号様式の次に次の様式を加える。

第38号様式 (第17条関係)

※番 号

徴収金充当申出書

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付を受けた場合は、交付される支援給付金の額のうち青森県知事と協議し定める額について、当該支援給付金の交付期日をもって中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の納入に充てる旨を、下記の内容について確認した上で、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定に基づき申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金から徴収金の納入に充てるものとします。

記

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、徴収金は必ず全額納入しなければならぬものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくとも、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して一括して納入することが困難な場合は、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金から徴収金の納入に充てること。

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名

印

(記入上の注意) ※印欄には、記入しないでください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 平成二十六年七月一日から平成二十七年六月三十日までの間における第八条の規定の適用については、同条の表中

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)	ターボジェット發動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット發動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一(最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一)
---	--

とめるのは、

空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機	十五分の一(平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係る航空機にあつては、三分の一)
空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機	十五分の一(平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第一条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係る航空機にあつては、三分の一)

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	内定期航空運送事業を行う同法第百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係る航空機にあつては、三分の一
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一） 十五分の一

とする。

附則第四項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 平成二十七年七月一日から平成二十八年十月三十一日までの間における第八条の規定の適用については、同条の表中

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
---	--

とあるのは、

空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二十条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
--	-------

空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第二十条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）	十五分の一

とする。

4 平成二十八年十一月一日から平成二十九年六月三十日までの間における第八条の規定の適用については、同条の表中

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
---	--

とあるのは、

空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二十条第二十項に規定する国内定期航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
---	-------

<p>期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）</p>	<p>空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第二十条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）</p>	<p>直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）</p>	<p>十五分の一</p>	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）</p>
--	---	--	--------------	---

とする。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉政策課の項の第二号の部長専決事項の欄中チを又とし、トをリとし、ヘをトとし、同トの次に次のように加える。

チ 第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項の規定による指定

介護機関の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第二号の部長専決事項の欄中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第五十一条第二項の規定による指定医療機関の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第二号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ル 第五十五条第二項において準用する第五十一条第二項の規定による指定助産機関及び指定施術機関の指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第二号の課長専決事項の欄イ中「指定」の下に「（第四十九条の三第一項の規定による指定の更新を含む。）」を加え、同欄に次のように加える。

ハ 第五十五条第一項の規定による助産機関及び施術機関の指定に関する事。

ニ 第七十八条第二項の規定による費用等の徴収に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第三号の部長専決事項の欄ハ中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同欄ルを同欄ヲとし、同欄又中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改め、同又を同欄ルとし、同欄リ中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改め、同リを同欄又とし、同欄チ中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改め、同チを同欄リとし、同欄トの次に次のように加える。

チ 例による生活保護法第五十一条第二項（例による生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し及び効力の停止に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第二十四条第一項（同条第五項）」を「第二十四条第三項（同条第九項）」に改め、同欄ニ中「第二十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「検診」を「報告の請求及び検診」に改め、同欄中ナをラとし、ネをナとし、同欄ツ中「第七十八条」を「第七十八条第一項及び第二項並びに第七十八条の二第一項」に、「費用」を「費用等」に改め、同ツを同欄ネとし、同欄中ソをツとし、レをソとし、タをレとし、同欄ヨ中「第五十五条におい

て準用する例による生活保護法第四十九条」を「第五十五条第一項」に、「等」を「及び施設機関」に改め、同ヨを同欄タとし、同欄力を同欄ヨとし、同欄ワ中「指定」の下に「(例による生活保護法第四十九条の三第一項の規定による指定の更新を含む。）」を加え、同ワを同欄カとし、同欄中ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 例による生活保護法第二十九条第一項の規定による官公署に対する資料の提供等の要求に関すること。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項の第十三号及び東青地域県民局、中地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項の第三号中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に、「ヨ及びタ」を「タ及びツ」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭